

妙高市立学校におけるインターネット利用規定

第1条 趣旨

このガイドラインは、妙高市立学校におけるインターネット、電子メール、ホームページ等（以下、「インターネット」という）の教育的利用に関し、児童生徒の人権を尊重しながら安全かつ効果的に学習活動を行うために必要な基本的事項を定めたものであり、共通のルールとして位置付ける。

したがって、全教職員は、本規定に定める事項をインターネット利用の共通ルールとして十分な理解と認識を持ち、教育活動において効果的に活用するよう努めること。

第2条 インターネットの利用

(1) 私的な扱いの禁止

インターネットの使用に当たっては、学習内容を考慮した上で目的に応じた使用とし、学習目的のない使用や私的使用を原則的に禁止する。また、有害サイト、有償サイトは利用しない。

(2) インターネットへの接続

インターネットの接続できるコンピュータは、原則的に教育用コンピュータ及び事務用コンピュータとする。

第3条 情報の発信とその範囲

(1) 情報の発信とその内容

教職員及び児童生徒は、教育目的での情報発信者であることを十分認識して記事を作成・掲載することとし、学校長の承認を得たのち発信することができる。

学校長は、承認する際次のような内容が掲載されることのないよう注意する。

ア、法令及び公序良俗に反する内容

イ、営利を目的とする内容

ウ、第三者の著作権その他の権利を侵害する内容

エ、第三者への誹謗、中傷及び差別につながるような内容

オ、その他、学校から発信する情報として不適当と判断する内容

(2) 児童生徒の名前の記載

安全を確保する見地から、ホームページでは原則としてイニシャルを用いること。ただし、電子メールにおいて教育上必要と認められる場合は姓名を使うことができる。

(3) 画像の掲載

児童生徒の写真を掲載する場合は、教育活動の様子を伝える内容のものとし、個人が特定できないよう配慮する。その際、氏名との同時掲載はしない。また、本の写し絵、アニメ等を複製する場合には、必ず著作権者の許諾を得ること。引用の場合はその出典を明記すること。

(4) 児童生徒の意見等の記載

児童生徒の意見、感想等については、教育上の効果を考慮した上で、発信すること。

(5) その他の個人情報

住所、電話番号、生年月日、家族構成、その他の個人情報（成績、健康状態、身体的特徴等）は掲載しない。

(6) 掲載情報への指摘

本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずる。第三者の著作に係る情報について当該著作者から要請があった場合も同様とする。

閲覧者等から掲載内容について指摘された場合には、学校長及び教職員で協議し適切な措置を講じること。

第4条 個人情報及びデータ等の保護

(1) 個人情報の保護

インターネットを利用して児童生徒の個人情報を発信する場合には、児童生徒及び保護者の同意に基づき、教職員の指導のもとに情報を作成し、学校長の承認を得て発信すること。教職員等の個人情報については 本人の同意に基づき、学校長の承認を得て発信すること。

(2) 機器等の保護

外部からの侵入、コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム（コンピュータウイルス等）による被害の予防に努めること。

(3) データの保護

インターネットに接続するコンピュータでは、個人情報を含むデータはフロッピーディスク等の着脱可能な記憶媒体で管理することとし、内蔵ハードディスク等の外部からの違法な侵入の恐れのある記憶装置には蓄えないこと。

(4) ファイルサーバへの保存、削除

共有のデータ（共有化した文書データ、画像データ等）の保存・削除には細心の注意を払うこと。

第5条 著作権

(1) 情報の著作権

発信を目的として作成された情報は、作成者本人が登録することを原則とする。情報の作成者以外の者が掲載しようとする場合には、事前に作成者の同意を得ること。

(2) 学校のホームページの著作権

学校のホームページに関する全ての著作権は、各学校に帰属する。（ホームページの著作を必ず明記すること。）また、複製を許可するもの、許可しないものを明示すること。

(3) ソフトのインストール

教育用コンピュータ及び、事務用コンピュータへは、公費で購入したソフト以外のインストールを禁止する。

第6条 教員による指導の徹底

児童生徒の情報モラルの涵養を図るとともに、人権、著作権及び知的所有権に配慮する等、インターネットの利用における以下の情報モラルに留意すること。

(1) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

- (2) インターネットを利用する場合には、他人への誹謗・中傷の禁止、著作権、知的所有権、肖像権に配慮する。
- (3) インターネットの利用の基本的なモラルやマナーについて十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について、児童生徒が正しく理解できるように努める。
- (4) 児童生徒が外部に発信するデータは、教職員の指導の下に作成し、学校長の承認を得て外部に発信する。特にホームページに掲載する場合は学校長の承認を経て行う。
- (5) 児童生徒がインターネットで他人からの誹謗・中傷や不快な情報を受信した場合には、速やかに教職員に報告・相談するよう指導する。

第7条 学校運用

(1) 管理者及び運用責任者

学校はインターネットの利用の適正な管理及び個人情報の保護を図るため、管理者を定めることとし、学校長をもってこれに充てる。管理者は、運用・管理の委員会を設置し、その監督をすること。

また、管理者は教職員の中から運用責任者を置くものとする。なお、運用責任者は次の業務を行う。

- ア、インターネットに接続するためのID、パスワードの管理
- イ、情報発信に係わるデータ及びその媒体の一括管理
- ウ、インターネット関連機器及び施設の保守及び管理
- エ、その他、管理者が必要と認めた業務

(2) インターネットを利用できる者とその責務

学校においてインターネットを利用できる者は、所属教職員及び管理者が認めた者とし、児童生徒は管理者及び所属教職員の管理の下に利用すること。

(3) 管理・運用規定の作成

学校の実態や保護者・地域からの社会的要請等を考慮し、管理・運用に関する方針を定め、インターネットの利用規定を作成すること。

(4) 問題発生時の対処

管理・運用に関し、問題などが発生した場合に備え、迅速に対応できる手順をあらかじめ定めておくこと。問題発生時の状況改善の手順には、システム休止やそれに関わる機器操作、教職員への告知、外部苦情への対処などを含むこと。

第8条 利用規定の見直し

学校教育におけるインターネットの利用の進展等にもない、この規定に定めた事項の見直しの必要が生じた場合は、運用委員会で規定する基準の見直しを行うこと。